

手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後短期間で、本人の都合による退職または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者へ返還いたします。

■入社後3ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 30%

以下の場合、返戻金制度は適用されません

1. 紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
2. 求人者の責による退職・解雇
3. 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職

返戻金制度は有料職業紹介基本契約書により別の定めをする場合があります。